

香南市道路台帳等公開型 GIS 導入委託業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

香南市道路台帳等公開型 GIS 導入委託業務の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務番号及び業務名

(建第 08028 号) 香南市道路台帳等公開型 GIS 導入委託業務

(2) 業務の目的

本市では行政情報の閲覧事務に関するアナログ規制が課題であり、住民や事業者からも見直し要望を受けている。そのため、本事業では、住民や事業者がいつでもアクセスし、道路台帳などの行政情報を閲覧できる公開型 GIS を導入する。また、住民が本市への要望をいつでも投稿できるサイトを公開型 GIS 上に構築する。これらにより、行政情報の見える化や住民要望受付の高度化を図り、更なる地域の魅力アップにつなげることを目的とする。

(3) 業務内容

公開型 GIS システムの構築及び運用環境の保持

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(5) 稼働開始日

令和 9 年 3 月 1 日

(6) 見積限度額

8,624,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

※契約金額の限度額であり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

この金額には、システム構築費用及び令和 9 年 3 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までのシステム利用料を含むものとする。

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 参加表明書の提出日時点において、「物品購入及び役務の提供」に係る令和 8 年度香南市競争入札参加資格有資格者名簿の「情報関連サービス—システム開発・設計・運用」に搭載されていること
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 参加表明書の提出日から契約候補者の選定日までの間に香南市指名停止措置要綱 (令和 6 年香南市告示第 86 号) の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規

定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

- (5) 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成 25 年香南市規則第 2 号)第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者
- (6) 日本国内に主たる営業所を有する者

4 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本業務に関する質問は、質疑書(様式 4)により電子メールで受け付ける。

メールアドレス kensetsu@city.kochi-konan.lg.jp

(2) 受付期間

令和 8 年 6 月 5 日(金)から令和 8 年 6 月 18 日(木) 17 時まで

(3) 回答方法

香南市公式ウェブサイトの「産業・まちづくり」－「入札・契約」－「プロポーザル」の本業務ページ内に掲載する。

(4) 回答期限

令和 8 年 6 月 22 日(月) 17 時までに回答する。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式 2)

イ 会社概要(任意様式。パンフレット可)

ウ 業務実績一覧(任意様式)

エ 取得している資格や認証の登録証の写し(本業務に関連するもの)

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 23 日(火) 17 時まで

(3) 提出先

〒781-5292 高知県香南市野市町西野 2706 番地 香南市役所建設課

メールアドレス kensetsu@city.kochi-konan.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールでのみ受付とする。

6 参加の辞退

参加を辞退する場合は、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

参加辞退届(様式 3)

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 30 日(火) 17 時まで

- (3) 提出先
 - 5 (3) に同じ
- (4) 提出方法
 - 5 (4) に同じ

7 提案書等の作成及び提出

参加資格確認結果通知書により参加資格を有すると認められた者は、下の(1)に記載する本市の現状と課題を踏まえた上で提案書提出届(様式7)に次の書類を添付し提出すること。

(1) 現状と課題

ア 閲覧事務におけるアナログ規制の見直し

- ・本市の行政情報の閲覧には窓口への訪問が必要であり、特に問い合わせの多い市道や指定道路関係については毎日5人程度が市内外より来訪している。コロナ禍以降、公開型GISを導入しホームページ上で閲覧できる自治体も増えているなか、本市においては訪問を前提としたサービス形態となっているため、住民や事業者より窓口案内の際にインターネット上での公開要望を受けることが多くなっている。特に令和3年度以降、近隣市が公開型GISを導入したことで、その要望が急増し近年では来訪者の過半数より要望を受けている状態にある。

イ 住民や事業者からの要望受付体制の見直し

- ・住民や事業者からの通報については電話による受付を実施しており、年間約1,800件通報がある。電話で通報を受け付けることにより迅速な対応ができるという反面、電話であるがために、受付時間が限られていることや担当者が不在の際にかけなおす必要も出ている。また、電話のみでは正確な情報(場所・事象)の共有が困難であるほか、対応状況の記録を確認することが出来ないため、住民や事業者のスムーズな意思伝達・確認手法が不十分であるといった課題がある。

(2) 提出書類

提出する書類は全て、PDFファイル又はMicrosoft PowerPointで作成されたpptxファイルで作成すること。

ア 提案書(任意様式で作成すること。企業名・ロゴ等の掲載可)

以下の項目ごとに作成し、20ページ以内(表紙・目次を除く)で作成すること。

① 業務実施方針

本業務の目的・役割を十分理解したうえで、貴社の本業務に関する実施方針を記載すること。

② 業務実施体制

本業務を行う実施体制について記載すること。

③ 仕様内容に基づく業務提案

公開型GISの利用環境や操作性、機能性、拡張性について記載すること。

④ 業務実施スケジュール

本業務の実施スケジュールを記載すること。

イ 見積書（任意様式。以下の項目に留意し見積額を提出すること）

① システム構築費について【初期導入費用】

- ・別紙仕様内容に基づき、システム構築費にかかる経費を記載すること。
- ・根拠等が分かる内訳書も併せて添付すること。

② システム利用料について【利用料】

- ・特記仕様書に基づき、令和9年3月1日から令和11年3月31日までにかかるシステム利用料を記載すること。なお、利用料については本業務の初期導入費用に計上し精算可能なもののみ計上すること。
- ・根拠等が分かる内訳書も併せて添付すること。

ウ 機能要件及び非機能要件

① 「機能要件一覧表」

- ・モデル仕様書・要件定義に記載の各種機能要件について、実装機能回答票（実装状況）の対応可否欄に「○：対応可」「△：一部対応可」「×：対応不可」のいずれかを記載すること。
- ・「△：一部対応可」のものについては実装状況・対応状況を記載する欄に、対応可能な範囲を分かり易く記述すること。

② 「非機能要件一覧表」

- ・要求目標等について、回答欄に「○：対応可」「△：一部対応可」「×：対応不可」のいずれかを記載すること。
- ・「△：一部対応可」のものについては実装状況・対応状況を記載する欄に、対応可能な範囲を分かり易く記述すること。

(3) 提出期間

令和8年6月24日（水）～令和8年7月7日（火）

(4) 提出先

5（3）に同じ

(5) 提出方法

各書類を保存した記録媒体（DVD 又は USB メモリ等）にウイルスチェック実施証明書（任意様式）を添付し、次のいずれかの方法で提出すること。

ア 追跡サービス対応の郵便（提出期限までに必着）

イ 持参（受付時間は閉庁日を除く9時から17時まで）

8 1次審査（書類審査）

(1) 実施基準

提案書を提出した事業者が3社を超える場合は、提出された提案書の内容について1次審査を実施する。（3社以下の場合は1次審査を省略）

(2) 1次審査通過者

1次審査で得点が上位となった3社を1次審査結果通過者とする。1次審査を実施しなかった場合は、提案書を提出したすべての事業者を1次審査通過者とする。

(3) 結果の通知

提案書を提出した事業者が3社を超えたかどうかにかかわらず、令和8年7月14日までにすべての事業者電子メールで1次審査の結果を通知する。

9 2次審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日時

令和8年7月24日（金）10時30分 開始予定

※詳細は、令和8年7月14日（火）までに電子メールで通知する。

(2) 出席者

1 提案者5名以内

(3) 実施方法

ア 1提案者60分程度（提案書の説明及びデモンストレーション40分、質疑20分）

イ 事前に提出された提案書に沿って説明を行うこと。なお、プレゼンテーション用に提案書を抜粋・要約した資料を用いて説明を行うことは認める。

ウ 実環境を用いたシステムのデモの実施を認める。但し、9（3）アに記載の時間内に収めること。

ウ 実施時の追加資料の配布は禁止とする。

エ 企業名等を特定できる内容（挨拶、企業名・ロゴの表示等）での実施を認める

オ プロジェクター等の貸与を希望する者は、事前に市担当者と協議を行うこと。

10 契約候補者等の選定

提出された提案書を本市が設置する「香南市道路台帳等公開型GIS導入委託業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、契約候補者及び次点者を選定する。

(1) 契約候補者の選定

選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーションを受け、各委員がつけた評価点を合計した総評価点数が最低基準点（合計得点が満点の60パーセント）以上の者で、最も高い者を契約候補者として選定し、次いで高い者を次点者とする。

(2) 結果の通知

ア 契約候補者に選定した者には、選定された理由等を記載した審査結果通知書を電子メールで通知する。

イ 次点者及び契約候補者に選定しなかった者には、選定に至らなかった理由を付した審査結果通知書を電子メールで通知する。審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

11 評価項目及び評価基準

提案書及びプレゼンテーションの内容に関する評価は、次の評価基準により行う。

評価項目	主な評価項目	評価点
業務実績	・他自治体等での公開型 GIS 導入実績	15点
	・技術者（管理技術者・照査技術者）の他自治体での公開型 GIS 導入実績	
	・空間情報総括管理技術者の資格の有無	
	・認証の取得状況 ISO27017 または JIS Q 27017 ISO27001 または JIS Q 27001 ISO20000-または JIS Q 20000-1	
提案内容	・業務実施方針 ・仕様内容に基づく業務提案	60点
スケジュール	・地域未来交付金の要件を考慮したスケジュール提案	10点
機能要件及び非機能要件	・地図機能など機能要件一覧表における機能の充足度 ・バックアップなど非機能要件一覧表における機能の充足度	20点
見積金額	・見積額の合計 公開型 GIS 構築費用 公開型 GIS の令和9年3月1日から令和11年3月31日迄のシステム利用料	10点
合 計		115点

12 プロポーザルの実施スケジュール（予定）

日程	内容	実施方法
令和8年6月 5日	参加表明書の受付開始	メール
令和8年6月18日	質疑書の受付期限	メール
令和8年6月22日	質疑回答書の公表	市ウェブサイト
令和8年6月23日	参加表明書の提出期限	メール
令和8年6月24日	提案書の受付開始	郵送・持参
令和8年7月 7日	提案書の提出期限	郵送・持参
令和8年7月14日	1次審査結果通知書の送信	メール
令和8年7月14日	2次審査（プレゼンテーション）の日時の通知	メール
令和8年7月24日	2次審査（プレゼンテーション）の実施	対面
令和8年7月28日	審査結果通知書の送信	メール

13 契約締結までの協議

市長は、契約候補者に選定された者と本プロポーザルに提出された提案書等の内容を基本とし、業務の仕様及び契約内容について協議の上、契約を締結する。契約候補者に選定された者が

契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、次点者となった者と契約に向けた協議を行い、契約を締結する。

14 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者、契約候補者及び次点者の資格を取り消す。また、(1)から(5)までに該当する行為があったと確認された場合は、その行為の悪質性により別途入札参加資格の指名停止措置を行う。

- (1) プロポーザル選定委員に対して、直接又は間接的に不正行為目的の接触を求めること。
- (2) 他の事業者と参加意思の確認又は提案内容の協議をすること。
- (3) 他の事業者にもプロポーザルに参加しないよう依頼すること。
- (4) 提案書及びその他提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) 前各号のほか、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (6) 参加資格要件を満たしていない場合
- (7) 実施要領等に定められた提出期限、提出先、提出方法、留意事項に適合しない書類等の提出があった場合
- (8) 提案書の添付書類として提出された見積書の金額が事前に公表されている見積限度額を超えている場合

15 その他

- (1) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書及び見積書作成等、本プロポーザル参加に要する一切の費用は事業者負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (4) 提出された提案書等の著作権は事業者に帰属するが、本業務に必要な範囲で市が無償で使用（複製、転記又は転写）できるものとする。
- (5) 提出された提案書の差し替え及び追加資料の提出は認めないが、全事業者に一律に市担当者より指示があったときは、この限りでない。
- (6) 提出された関係書類は返却しない。